

## 衆院総選挙に係る政権公約の確認事項

### 1 震災復興と災害に強く安全で活力ある国土づくり

- ・ 被災した住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧・復興の推進をどのように図るのでしょうか。(復興交付金等の包括交付金化など)
- 復興資金の財源は、国が配分権を握る復興交付金ではなく、被災自治体の判断で使える復興基金を中心とすべきである。みんなの党は平成23年度第三次補正予算案に対して編成替え動議を提出し、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)に各県5兆円合計15兆円の一括交付金を交付すべきだと主張したが、残念ながら動議は否決された。
  
- ・ 巨大地震と津波対策の加速化と抜本的な強化のための特別措置法の制定についてどう考えているのでしょうか。
- 東日本大震災は巨大地震と津波、更には両者が原因となった原発事故が複合し、被害が甚大なものとなった。近い将来、ある程度の可能性で発生が予想されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震に対しては、阪神淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等での教訓を十分に活かして、万全な体制を構築すべく、特別措置法の制定に対して前向きに臨みたい。
  
- ・ 中長期のエネルギー政策の方針の早期確立についてどう考えているのでしょうか。
- みんなの党は平成24年11月28日に発表した「アジェンダ2012」で「電力自由化による原発ゼロ」と「脱化石燃料に向けた取組み」を骨子とする中長期のエネルギー政策の方針を明確に打ち出した。具体的内容は以下の通り。

#### A 電力自由化による原発ゼロ

##### 1. 2020年の電力完全自由化

- ① 発送配電分離、東電に関しては所有権分離を敢行する。
- ② 総括原価方式を廃止する。
- ③ 電力事業の地域独占廃止、新規参入を完全自由化する。
- ④ 託送料、インバランス料金等参入阻害要因の除去、各電力会社による発電の一定割合を卸電力取引所に拠出させる等の施策を検討し、新電力(PPS)による売電を促進する。
- ⑤ スマートグリッド、スマートメーターを推進し、需要者・供給者が互換的に電力を取引する市場を形成する。
- ⑥ 消費者が自由に小売業者を選べるよう料金メニュー提示等を義務化する。

##### 2. 2020年代の原発ゼロを明確に進めるプロセス

- ① 新規の原発設置を禁止する。
- ② 国会に原子力行政を監視するための特別委員会を設置し、原子力規制委員会が

定める世界標準の新基準に適合しない限り原発の再稼働を認めない。

- ③ 原子力規制委員会内に廃炉・核廃棄物処理を扱う審議会を設置。日本学術会議からの提言を踏まえ、従来の放射性廃棄物の処分に関する政策を抜本的に見直す。
- ④ 40年廃炉を徹底する。
- ⑤ 核燃料サイクル計画を廃止し、使用済み核燃料を直接処分する。
- ⑥ 原発停止による電力不足は、環境アセスメント法の適用除外範囲の拡大、手続きの短縮等により、環境負担の軽い天然ガスコンバインドサイクル等の新規発電所設置を促進することで代替。
- ⑦ 他国に比べて高価な天然ガス価格の値下げを図るべく、権益確保、パイプライン敷設事業を奨励する。
- ⑧ 原発国民投票を制定する。

## B 脱化石燃料に向けた取組み

### 1. 日本国民全員で徹底した省エネ、新エネルギーを促進

- ① 省エネ、新エネルギー設備導入に対する支援、税制優遇措置を講じる。
- ② 固定価格買取制度については、消費者への負担を最小限にしつつ、新エネルギーの普及を促進できる適正な買取価格を検討する。
- ③ 原子力関連予算を省エネ、新エネルギー技術開発・活用促進に転用し、集中投資する。
- ④ 新エネルギーの公平な系統接続を確保する。
- ⑤ 気象変動型の電源による系統不安定化には、交流電流周波数の統一、広域連携強化、スマートグリッド導入により、電力市場（市場メカニズム）による需給調整で対応できるようにする。
- ⑥ 公害対策（パードストライク、低周波騒音、森林破壊）も忘れない。
- ⑦ 立地規制の緩和等、新エネルギー阻害要因を除去する。
- ⑧ 従来の原発立地自治体に対しては、原発ゼロ補助金や積極的な新エネルギー発電所への転換推進策によって地域振興、雇用の維持・拡大を目指す。
- ⑨ 電力だけではなく、「熱」にも着目し、天然ガスコージェネレーション、バイオマスコージェネレーション、燃料電池コージェネレーションを積極推進する。
- ⑩ 地域分散型エネルギーシステムへの転換（地産地消）を推進するため、地方政府の市民参加型エネルギービジョン策定、スマートシティ・スマートコミュニティの導入によるまちづくりを支援する。
- ⑪ サマータイムや夏季長期休業等電力消費の集中を分散するライフスタイル導入について国民的議論を促す。

### 2. 次の世代への展望

- ① 原子力・エネルギー教育支援事業交付金等を活用した原子力教育が推進されてきた過去を省みてエネルギー教育を一新。環境・エネルギー問題を自己の問題

として考えられる教育を目指す。

- ② 環境に負担をかけない廃炉・核廃棄物処理のエキスパートを育成。当該分野を日本の21世紀の基幹産業とする。
- ③ 国内で培われた廃炉・核廃棄物処理技術を海外に輸出、支援するための体制整備に努める

- ・ シビアアクシデント対策、高経年化原子炉対応、再稼働に関する納得の得られる判断、原子力防災対策の強化をどのように進めていくお考えでしょうか。

(シビアアクシデント対策)

- 前述の2020年代の原発ゼロを達成するプロセスを確実に履行することが最も実効的なシビアアクシデント対策になる。みんなの党は新規の原発設置を禁止し、原子力規制委員会が定める世界標準の新基準に適合しない限り原発の再稼働を認めないため、再稼働される原発は極めて限定的なものとなる。その限定的に再稼働される原発のシビアアクシデント対策は東京電力福島第一原発事故の教訓を十分に活用し、迅速的確な初期対応、政府、電力会社、原子力規制委員会等の関係者間の十分な意思疎通等により、実効的なものとする。

(高経年化原子炉対応)

- 前述の通り、新規の原発設置を禁止し、40年廃炉を徹底する。

(再稼働判断)

- 前述の通り、国会に原子力行政を監視するための特別委員会を設置し、原子力規制委員会が定める世界標準の新基準に適合しない限り原発の再稼働を認めない。また原発国民投票法を制定する。

(原子力防災対策の強化)

- みんなの党のアジェンダを着実に遂行すれば再稼働される原発は極めて限定的になるので、原発維持派の政党と比較すれば原子力防災対策の必要性は減る。もちろん限定的に再稼働される原発に対してはシビアアクシデント対策同様、東京電力福島第一原発事故の教訓を十分に活用し、日頃から政府、電力会社、原子力規制委員会等の関係者間で十分な意思疎通を実施して、実効的な防災対策を講じる。

- ・ 国土のリダンダンシーの観点から多重型国土軸による新たな国土構造の構築が必要と考えておりますが、どう考えているのでしょうか。

- 災害時の迂回路や代替交通手段の確保等の必要性を否定するものではないが、新たな国土構造の構築という美名の下にパラマキによる公共事業が行われないよう、明確な費用便益分析の基準を設け、採算性の確保されない公共事業の着工は認めない。また国土構造の構築も中央による押し付けではなく、地域の実情やニーズを十分に把握して遂行する必要がある。

## 2 国と地方の協議

- ・ これからの国の形を国と地方で考えていくために法定の「国と地方の協議の場」に「国のかたち分科会（仮称）」を設置してはと考えておりますが、どう考えているのでしょうか。
- 地域主権改革の進め方については、国と地方自治体との協議（自治体からの提案権を含む）等の法的枠組みを設けて具体的に決定し、国が首長代表者を選定して協議の場を設けるのではなく、地方の側が主体的に意見を述べられる場を設定すべきである。「国のかたち分科会（仮称）」がそのような前提で設定・運営されるならば、設置には賛成する。

## 3 国と地方の関係

- ・ 国の出先機関について地方への移管を進めるため、早期に法制化するのでしょうか。
- みんなの党は安全保障や司法等国に残る業務を除き、都道府県単位に置かれる国の出先機関廃止によるスリム化を促進することを「アジェンダ 2012」で提唱している。中央官庁の役割を外交・安全保障、通貨、マクロ経済、社会保障のナショナルミニマム等に限定して大幅に縮小し、現在の 14 省庁を 6 程度まで再編するが、地方出先機関は一部（徴税、海上保安庁等）を除いて先行的に移管又は廃止する。移管又は廃止に際して法令措置が必要な場合は当然にその手当をする。

## 4 地方安定財源の確保

- ・ 累増する臨時財政対策債の全面的な見直しについてどう考えているのでしょうか。
- みんなの党は「アジェンダ 2012」で「脱中央集権」を進めて、3ゲン（権限・財源・人間）を地方へ徹底的に移譲することを掲げている。「ひも付き補助金」と「地方交付税」を廃止し、道州制を導入した際には、消費税等を地方自治体へ完全移譲する。みんなの党のアジェンダを遂行すれば、地方交付税の代替財源として累増している臨時財政対策債とは無縁になり、地域の財源が不足すれば消費税等の税率アップ等で対応することとなる。また根源的に自治体間で財政格差が生じている場合は新たに法制化する財政調整の仕組みで対応する。
- ・ 地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しをはじめとして、地方団体の一般財源総額確保についてどう考えているのでしょうか。
- 前述の通り、みんなの党は「アジェンダ 2012」で「脱中央集権」を進めて、3ゲン（権限・財源・人間）を地方へ徹底的に移譲することを掲げている。具体的には以下の通り。
  - ① 「ひも付き補助金」と「地方交付税」を廃止。道州制を導入した際には、消費税等を地方自治体へ完全移譲する。
  - ② 「地方交付税」の廃止に伴い、国主導ではない自治体間の財政調整の仕組みを法制化する。
  - ③ 国の直轄事業は段階的に縮小・廃止し、地方へと移管。地方の負担金は 2014

年度から維持管理費負担金を廃止し、本体部分も直轄事業の地方移管に伴い廃止する。

- ④ 地方自治体事務に対する国の「義務付け・枠付け」を廃止し、自治立法権、道州・基礎自治体の課税自主権、住民参加等が保障された地域政府を確立する。
- ・ 地方法人課税の見直し及び税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築による地方の自主財源の拡充についてどう考えているのでしょうか。
  - 前述の通り、みんなの党は地方の自主財源として消費税等の地方自治体への完全移譲と新たな自治体間の財政調整の仕組みの構築を掲げている。今後のスケジュールは以下の通り。

10年以内の地域主権型道州制確立に向け、4年以内に地方への財源移譲の道筋をつける。現在、「6:4」である国と地方の歳入比を大幅に改め、国・道州・基礎自治体が「2:3:5」の割合で歳入を得られる仕組みを目指す。第一歩として2014年度には、国と地方の財源配分を「5:5」を実現。その後も、財源移譲に伴い地方配分比率を引き上げていく。
- ・ 消費増税の凍結を主張されていますが地方財源の確保策をどう考えているのでしょうか。
  - 2014年4月以降の消費税増税法は廃案とし、消費税、法人税等の税財源、国の資産・負債を再編成。消費税は地方に完全移譲し、地方の基幹・安定財源とする。

## 5 地方自立自治体

- ・ 各地域が自らの地域のあり方を選択・決定できる仕組みを導入すべきであり、例えば設置が義務づけられている教育委員会を選択制とすること等の具体策についてどう考えているのでしょうか。
  - 前述の通り、みんなの党は地域主権型道州制を採用して、3ゲン（権限・財源・人間）を地方へ徹底的に移譲することを訴えている。教育委員会の設置も地域で判断すべきと考えているし、他の施策についてもアジェンダでは以下の通り詳述している。
    - ① 政府は国全体の農業生産に関与するが、農林水産業や農地関係のルールは各地域で決められるようにする。
    - ② 民主党、自民党、公明党の談合政治で導入された「子ども（児童）手当」はバラマキ政治の象徴。地域主権の観点から、地方自治体の創意工夫に任せる現物・現金給付へと見直す。現金給付は子どもの多い家庭への支援を打ち出すために、子どもの数に応じた傾斜配分を拡充する
    - ③ 地方自治体の判断により教育委員会を設置するか否かを決定できるようにする等、地域の実情に応じた教育行政が展開できる環境整備を図る。
    - ④ 教育は市町村、現場の学校に任せることを基本とし、国の役割は最低限の教育水準の維持にとどめ、それぞれ地域の実情に合わせたユニークな教育を実施する。

## 6 地域経済対策と雇用対策

- ・ 地域の雇用を維持、創出するため、「雇用創出基金」などを発展・拡充して地方が積極的に地域の実情に応じ施策を展開することについてどう考えているのでしょうか。
- 地域の実情やニーズに応じて「雇用創出基金」を設ける必要があると各地域が判断すれば積極的に対応すべきである。アジェンダでは雇用関係について以下の通り、詳述している。
  - ① 地域経済に直結した雇用労働に関する制度運用は、地方自治体に原則移管。第一歩として、ハローワークの地方移管を早期実施する。
  - ② 路網整備に、地方の建設業の人材・技術・機械を最大限利用する「林建共働」で林業を活性化、地方の雇用を確保する。
  - ③ 従来の原発立地自治体に対しては、原発ゼロ補助金や積極的な新エネルギー発電所への転換推進策によって地域振興、雇用の維持・拡大を目指す。

## 「道州制」に関する確認事項

### 1. 国と地方のあり方の構造的改革

「道州制」は単なる「都道府県合併」を意味するものであってはならず、真の分権構造に至るものでなければ、単なる数合わせに終わってしまう。

国の出先機関の全面移管をはじめ、中央省庁の抜本的な見直しや地方への大胆な権限移譲の断行による国・地方関係の構造的改革をどう考えているのか。

(「地域主権型道州制」で格差を是正する)

#### A 地方が主役の統治システムを構築する

##### 1. 地方自治体へ3ゲン(権限・財源・人間)を移譲し、地域のことは地域で決定

- ① 「ひも付き補助金」と「地方交付税」を廃止。道州制を導入した際には、消費税等を地方自治体へ完全移譲する。
- ② 「地方交付税」の廃止に伴い、国主導ではない自治体間の財政調整の仕組みを法制化する。
- ③ 国の直轄事業は段階的に縮小・廃止し、地方へと移管。地方の負担金は2014年度から維持管理費負担金を廃止し、本体部分も直轄事業の地方移管に伴い廃止する。
- ④ 地方自治体事務に対する国の「義務付け・枠付け」を廃止し、自治立法権、道州・基礎自治体の課税自主権、住民参加等が保障された地域政府を確立する。

##### 2. 道州制実現に向けての先行的施策を推進

- ① 安全保障や司法等国に残る業務を除き、都道府県単位に置かれる国の出先機関廃止によるスリム化を促進する。
- ② 市町村・都道府県・国の三重行政の弊害を解消。基礎自治体が主体となる事務については、広域行政の指導調整を一本化し、基礎自治体・国の二層式行政システムを導入する。

#### B 道州制に合わせた霞ヶ関改革を断行する

##### 1. 「新しい国のかたち」を実現

- ① 10年以内に「地域主権型道州制」へと移行。
- ② 内閣に道州制担当専任大臣を置き、道州制の理念、実現までの工程表、地方の代表も参加した遂行機関の設置等を明記した「道州制基本法」を早急に制定する。
- ③ 10年以内の道州制確立に向け、4年以内に地方への財源移譲の道筋をつける。現在、「6:4」である国と地方の歳入比を大幅に改め、国・道州・基礎自治体が「2:3:5」の割合で歳入を得られる仕組みを目指す。第一歩として2014年度には、国と地方の財源配分を「5:5」を実現。その後も、財源移譲に伴い地方配分比率を引き上げていく。

##### 2. 霞ヶ関を解体・再編

- ① 中央官庁の役割を外交・安全保障、通貨、マクロ経済、社会保障のナショナルミニマム等に限定して大幅に縮小。国に残す機能を強化する一方で、現在の14省庁を6程度まで再編。

- ② 地方出先機関は一部（徴税、海上保安庁等）を除いて先行的に移管又は廃止する。
- ③ 上記に伴い、2014年4月以降の消費税増税法は廃案とし、消費税、法人税等の税財源、国の資産・負債を再編成。消費税は地方に完全移譲し、地方の基幹・安定財源とする。

## 2. 一極集中防止・格差是正方策

各道州間・同一道州内における一極集中の防止や格差是正のための方策として、税財政制度を含め、具体的にどのようなものを考えているのか。

- ① 「ひも付き補助金」と「地方交付税」を廃止。道州制を導入した際には、消費税等を地方自治体へ完全移譲する。
- ② 「地方交付税」の廃止に伴い、国主導ではない自治体間の財政調整の仕組みを法制化する。

## 3. 地方・住民意見の十分な尊重

「道州制」の区域や仕組み、移行手続き等の制度設計に当たっては、国からの一方的な押しつけではなく、「国と地方の協議の場」の活用など、地方や住民との協議を十分に尊重し、理解を得ることについてどう考えているのか。

- 地域主権改革の進め方については、国と地方自治体との協議（自治体からの提案権を含む）等の法的枠組みを設けて具体的に決定。国が首長代表者を選定して協議の場を設けるのではなく、地方の側が主体的に意見を述べられる場を設定する。